令和７年度　事業計画

（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

概要

地球規模の気候変動で気温上昇は続き、災害においても規模は大きくなるばかりです。万が一に備えて防災対策や防犯対策をし、自分の身は自分で守るという意識で準備はしておきましょう。シルバー人材センターでの就業中は怪我や事故の無いよう心がけてください。会員みんなで事故０を目標に頑張りましょう。

基本方針

シルバー人材センターの目的は、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

そのため事業実施計画に基づき、就業機会の拡大、提供、これに伴う就業会員の増強を喫緊の課題として取り組むとともに、ボランティア活動等を通じた地域への貢献、働くことによりストレスのない毎日を過ごすことで健康を維持する。

そのためには、日々の就業のほかにも体力の強化も大事なことで、年齢を重ねると足腰が弱くなり転倒し骨折することがあると考えられます。特に夏季繁忙期には高齢者にとっては体力的に厳しい状況であることから、今からでも遅くありませんので体力の強化に取り組むことが安全就業にもつながっていくと思います。

改めて、**「安全は全てに優先する。」**をスローガンに事故０を目指して行くとともに、安全１０カ条を基本として各種安全基準を遵守することを会員に周知し、事故の未然防止に努めてまいります。

事 業 実 施 計 画

１．臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業開拓提供事業　　（ 定款 第４条第１号 ）

会員の希望、知識及び経験に応じた就業の開拓と社会奉仕活動の実施による就業機会の確保に努める。

具体的には

（１）丁寧で質の良い就業を心がけ、１０月開催の村民運動会、１１月開催の商工祭等を通じて、ＰＲ用品を配布し、行政及び一般家庭からの受注拡大に努める。

（２）会員による刃物研ぎ事業を就業の場として受付をし、随時提供する。

（３）社会奉仕活動として、村主催の村内クリーン作戦に参加し周辺の清掃・除草を村内放送で呼び掛け、村民と共に実施する。

２．高齢者に対し、就業に必要な知識、技能の付与を目的とした研修・講習事業　　（ 定款 第４条第２号 ）

会員がセンターの理念を理解し賛同すること及び社会奉仕活動等に必要な知識や技能を修得する。また、質の高いサービスの提供を目的とし研修等にも積極的に参加する。

具体的には

（１）センター運営に必要な知識や情報の収集を目的とした、東京しごと財団、全シ協の開催する各種研修会に参加する。

（２）第２ブロックが開催する各種研修会に参加する。

（３）技能講習会を開催し、会員並びに村民対象に呼びかけ、内外講師による技能講習会を開催する。

（４）シルバー人材センターの事業の目的や理念を理解してもらうため、必要に応じ研修会を開催する。

３．社会奉仕活動等を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業　　（ 定款 第４条第３号 ）

広報、村広報、チラシ及び地域のイベントに参加し、センター会員の就業内容、事業実績、会員募集等を村民に周知し、会員拡大及び事業の推進を図る。

具体的には

（１）広報誌「こんにちはシルバーです」を広報委員会の協力の下、年２回村民並びに関係方面に全戸配布し、シルバー人材センター事業の周知・普及に努める。

（２）会報「シルバーこうづ」を年２回発行し、会員に情報の提供及び事業実績等の報告をする。

（３）村広報誌に広くセンターの活動を紹介し、就業拡大、会員の増強に努める。

４．　前条の目的を達成するための調査研究、相談及び企画運営

（ 定款第４条第４号 ）

入会を希望する高齢者に対しての就業相談も随時センター施設内で実施し、会員に対しても就業に関する相談を随時実施する。

具体的には

（１）就業実績等の分析・検討

理事会及び総務事業委員会等で事業実績を報告し、またその分析をし、就業機会の拡大・確保について検討をする。

（２）独自事業の調査研究

理事会、総務事業委員会等において独自事業のための調査研究を行う。

５．その他センターの目的を達成するために必要な事業

（ 定款第４条 第５号 ）

安全就業の推進

安全就業は、センターの最重要課題であるため、個々の安全に対する意識の高揚に努める。

具体的には

（１）高齢者の健康管理に関して、保健師により年１回健康ミニ講座・健康体操を実施するとともに、月の配分金支払日に血圧測定や健康相談を実施する。

（２）高齢者交通安全講習会を定時総会終了後に実施し、安全就業に努める。

（３）安全管理委員・安全対策推進委員・安全支援員が安全リーダー研修及び財団主催の安全大会に参加し、会員には会報等で周知する。

（４）安全就業月間を設け、安全管理委員・安全対策推進委員・安全支援員が就業現場のパトロールを実施する。

（５）東京しごと財団「安全宣言」を遵守し、就業中及び就業途上の事故ゼロを目標に努める。